

第1回農業特定技能協議会運営委員会
(議事要旨)

日時：平成31年3月27日(水) 10時30分～11時00分

場所：農林水産省 第3特別会議室

出席者：

1. 構成員

【制度所管省庁】

法務省 入国管理局 参事官	根岸 功
警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課 課長補佐	藤原 学
外務省 領事局 外国人課 課長補佐	大津 清子
厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課 調査官	山本 浩司

【事業所管省庁】

農林水産省 生産局 園芸作物課長	佐藤 紳
農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課 畜産総合推進室長	形岡 拓文
農林水産省 経営局長	大澤 誠
農林水産省 審議官(兼経営局)	山北 幸泰
農林水産省 経営局 就農・女性課長	佐藤 一絵

【特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人 日本農業法人協会 専務理事	甲斐 毅
公益社団法人 日本農業法人協会 参事	中澤 秀樹

全国農業協同組合中央会 JA 支援部 部長	生部 誠治
全国農業協同組合中央会 JA 支援部 営農担い手支援課長	白井 稔

一般社団法人 全国農業会議所 専務理事	柚木 茂夫
一般社団法人 全国農業会議所 農政・担い手対策部長	砂田 嘉彦

議事要旨：

1. 運営委員会の設置について

事務局から、農業特定技能協議会運営委員会の設置について説明。「農業特定技能協議会」運営要領(平成31年3月27日付運営委員会決定第1号)について、提案のとおり協議が調った。主な意見は以下のとおり。

- ・「農業特定技能協議会に入会している特定技能所属機関一覧」について、個人情報の取扱いとなるため、関係省庁の意見も踏まえつつ公表する情報の範囲について検討する必要があると考える。

2. その他【構成団体からの報告】

日本農業法人協会

- ・特定技能制度について、会員の反応としては労働力確保の機会の拡大となるため好意的であり、検討を始めている。ただし、技能実習生の受入れ経験のない会員が特定技能で初めて受入れることは難しいと思われるため、まずは技能実習生の受入れを勧めている状況。
- ・帰国済みの技能実習生については、技能実習3号か特定技能かの選択が悩ましいという声もある。
- ・会員からは具体的な申請方法の問合せが多い状況。法人協会自身としては、登録支援機関の申請について検討中。

全国農業協同組合中央会

- ・詳細が分からないという声も多く、関心はあるが全体としては様子見といった状況。4月以降の状況を見ながら検討してまいりたい。技能実習や特定技能に関する広域的な組織もできているようなので提携も模索していきたい。

全国農業会議所

- ・何名かの農業者に相談員による聴き取りを行ったところ、特定技能外国人の受入れをできるだけ早く行いたいと言った声もあった。特定技能では外国人材が従事可能な営農の幅が広がっているため、具体的な検討に入っている方もいる。
- ・一方で、慎重論もあり様子見といった声もある。技能実習と特定技能では労働条件が違うこともあり法令遵守の観点からも慎重に対応したいといった意見がある。
- ・登録支援機関の要件について、支援担当者が特定技能所属機関と密接な関係を有する者である場合、支援が行えないといった要件もあると聞いたが、詳細を教えてください。
- ・優良事例となっている経営体は、技能実習生とのコミュニケーションを非常に重視している傾向が見られる。

最後に、農林水産省から以下の旨の閉会の挨拶があった。

- ・特定技能制度において協議会は重要な役割を担うと認識している。農業の現場においては、労働力の問題が成長のためのボトルネックとなっているという声を多く聴き、新しい制度への期待は大変高いと感じている。
- ・一方で本制度が適正に運用されるためにも、本協議会の役割は重要である。詳細が分からないまま運用されることで、受入れ機関と外国人双方にマイナスとなることを避けたいと考えている。まずは制度を知っていただくところから始め、自主規制の枠組みを使って適正な受入れを進めてまいりたい。受入れ機関と外国人双方にとってよい制度となるよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上